

平成30年9月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 平成30年9月6日(木) 午後1時30分から午後2時40分

2 開催場所 和水町役場 本庁3大会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(11名)

会 長 1番 荒木 政士

会長代理者 2番 甲斐 正晴

委 員	3番	平山 正光	4番	本山 圭司	5番	有働 憲一
	6番	石原 由紀	7番	内田 耕臣	8番	金栗 孝義
	9番	池田 好博	10番	亀崎世志矢	11番	上妻美津子

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(0名)

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(15名)

菊水中央区域 猪口 琢真

菊水南区域 上田 憲一 前淵慎一郎

菊水東区域 川原 京一 庄山 慶司

菊水西区域 坂本 正則 福永 泰信

緑区域 竹下 周三 上妻 芳樹 牛島 繁

神尾区域 渡辺 秀敏 古閑原秀春 中畑 昇

春富区域 三串 直人 柿原 学

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(2名)

春富区域 渡辺 陽三 菊水中央区域 石原 武則

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第4号 空き家に付属した農地の指定について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局長 松尾 修

係 長 渡邊 豊和

参 事 庄山桂太郎

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、平成30年9月 和水町農業委員会総会を、開会します。

—— 資料の確認 ——

総会資料の表紙を、お開きください。

総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。

本日は、11名中11名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

—— 会長挨拶 ——

それでは、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうも有難うございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、

「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。

和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、

4 番 本山委員 と 5 番 有働委員 に、お願いします。

5 議事

議長 荒木

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、
議題とします。この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 3 条とは、農地の売買、贈与、賃借等です。

農地法第 3 条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に
記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとな
っています

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 45・46 について説明 ———

申請番号 45 売買

申請番号 46 売買

以上の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された
内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明しま
す。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。

申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後におい
て、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して 耕作等
の事業を行う者と見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。

申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、
基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。

農業委員会が定める 30 a を、上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。

取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、
地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議長 荒木

申請番号 45 については、私が 報告します。

9 月 3 日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、三加和鉱山から北西へ４００ｍ程行ったところの水田になります。現況も、水田として肥培管理されていました。

現在の耕作者であり、取得後も、継続して管理されるとのことで、何ら問題ないと思われます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号４６について、１０番 亀崎委員 の報告をお願いします。

１０番 亀崎

申請番号４６について、１０番 亀崎 が報告します。

９月３日に、古閑原推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、県道玉名立花線から上津田橋を渡り、３００ｍ程行ったところの水田になります。苗床用の水田として使用しており、現況は、保全管理してありました。

現在の耕作者であり、取得後も、継続して管理されるとのことで、何ら問題ないと思われます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第１号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第１号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第１号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 松尾

議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」です。

——— 事務局が、申請番号 １７～２１ について説明 ———

申請番号１７ 所有権移転（売買）・一般住宅

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

申請人は、自営業を営んであり、以前、その工場の2階部分を改築し生活をしていましたが、狭くなり、将来のことを考え、平成15年に、隣接した畑を購入し、居間と台所と風呂場等の増築されたものです。

給水は井戸水を利用し、雨水は既存の側溝へ排水し、污水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流されます。

本件は、既に転用済みの案件であるため、農地法に対する知識不足ということで、始末書が添付してあり、手続き軽視の行為の反省と今後は無断転用をしない旨の謝罪の言葉が添えてあります。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」と「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、既に転用済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲に農地はありませんでした。

申請番号18 所有権移転（売買）・一般住宅

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲渡人は、元々1,425㎡ある畑を、4区画に分筆し、共有の排水路と進入路を設けられる計画です。

申請人は、現在アパートで生活をされていますが、子供の成長に伴い、一般住宅として、転用されるものです。

給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ放流し、雨水は北側に排水路を整備し、放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、既存の集落に接続して住宅を建てられるということで、許可可能と判断しています。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、融資証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年5月末日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、平屋建てであり、周辺は、住宅と家族所有の農地であり、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

申請番号 19 所有権移転・建売住宅

——— 事務局が、申請番号 19 について説明 ———

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

譲受人は、不動産業者で、菊水地区に住宅を希望される方が多いとのことで、建売住宅3棟へ転用される計画です。

給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は既存の北側側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、概ね500m以内に2以上の医療施設が（なごみクリニック・和水町立病院）あるため、「第3種農地」に該当します。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年12月31日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺は、住宅と高速道路であり、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

申請番号 20 所有権移転（売買）・農業用倉庫

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

譲受人は、みかんを経営されており、現在の作業倉庫が非常に狭く、他に空いている倉庫を2カ所借用されている現状です。

今年から、新たに農園も借用され、また、改植したみかんの収穫時期も近づいているため、選果作業や貯蔵等に、まとまった広さの倉庫が必要となり、転用されるものです。

給水は新たに井戸を掘削し、雨水は倉庫に雨桶を設け、配管を既存の南側農業用排水路に接続し排水されます。生活雑排水は、合併処理浄化槽を新設し、既存の南側農業用排水路へ接続し、放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

申請地は、「農振農用地」ですが、農業用施設への用途変更として、転用されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、融資証明書を確認したと

ころ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年9月30日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われる。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、県道側に農業用倉庫を建築されますので、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

申請番号21 所有権移転(売買)・倉庫・駐車場

申請添付書類につきましては、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

譲受人は、合成樹脂製造販売業の会社で、来客用駐車場、運送業者の大型トラックの出入りに支障をきたしているため、申請地に大型車2台、普通車10台のスペース確保と、製品倉庫が北側水路と1.2mの位置に建築されており、建て直しの指摘があり、製品倉庫を新設のために転用されるものです。

なお、現在の製品倉庫を取り壊した跡地は、大型車2台、来客用駐車場3台の駐車場として計画されています。

雨水は、申請地の東側・北側・南側に側溝を新設され、西側に既存の側溝へ放流されます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しています。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、残高証明書を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、平成31年3月31日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積と思われる。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

申請番号17 について、猪口推進委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員

申請番号17について、猪口 が報告します。

9月3日に、甲斐会長代理と、平山委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

議長 荒木

申請地は、菊水中央小学校から熊本方面へ1km程行った県道大牟田植木線沿いにある畑で、事務局からの説明どおり、既に、一般住宅が建築されていました。

雨水は自然浸透、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流されます。

周囲に農地はありませんでした。

審議方、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

続いて、申請番号18について、3番 平山委員 の報告をお願いします。

3番 平山

申請番号18について、3番 平山 が報告します。

9月3日に、甲斐会長代理と、猪口推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菊水中央小学校から北東へ80m程にある畑で、現地は保全管理してありました。

隣接した南側には、今回の計画と同じように、4軒の平屋住宅が建築中でした。

給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は北側に排水路を整備し、放流されます。周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて、申請番号19について、2番 甲斐会長代理 の報告をお願いします。

2番 甲斐会長代理

申請番号19について、2番 甲斐 が報告します。

9月3日に、平山委員と、猪口推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菊水インターチェンジの直ぐ南側にある畑で、現地は柿畑でした。

給水は上水道を引込み、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は既存の北側側溝へ放流されます。

周辺は、住宅と高速道路であり、周囲農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて、申請番号20について、私が報告します。

9月3日に、私と事務局で現地確認を行いました。

申請地は、中十町区の基盤整備地の県道玉名立花線沿いの南端にある

水田で、保全管理されていました。

新たに井戸を掘られ、生活排水は、合併処理浄化槽を新設し、雨水と一緒に、既存の農業用排水路へ放流されます。

県道側に農業用倉庫を建築されますので、周辺農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えられます。

議長 荒木

続いて、申請番号 21 について、8 番 金栗委員 の報告をお願いします。

8 番 金栗

申請番号 17 について、8 番 金栗 が報告します。

9 月 3 日に、私と事務局で、現地確認を行いました。

申請地は、春富グラウンドの南側下にある水田で、保全管理されていました。

申請地の南側は山林です。北側に水田がありますが、倉庫は山林側に建てられますので、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第 2 号について説明がありました。

議案第 2 号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

よって、議案第 2 号は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

事務局 松尾

議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。

「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。

借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 155～163 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、議案第 3 号について説明がありました。
議案第 3 号 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

6 番 石原

申請番後 1 5 6 ・ 1 5 7 の方は、この地区に、この名字の方はいままでいらっしゃいませんでしたが、どこからかいらっしゃったのですか。

事務局 松尾

ニュータウンの方です。

6 番 石原

ご家族いっしょにですか。

事務局 松尾

はい。

議長 荒木

他に、質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第 3 号 につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第 3 号 については、原案のとおり決定しました。
次に、議案第 4 号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 松尾

議案第 4 号「空き家に付属した農地の指定について」です。
—— 事務局が、「取扱基準」第 5 条について説明 ——
—— 事務局が、申請番号 1 ～ 2 について説明 ——
「和水町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第 5 条（指定の条件）を、全て満たしています。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
申請番号 1 について、8 番 金栗委員 の報告をお願いします。

8 番 金栗	申請番号 1 について、8 番 金栗が報告します。 9 月 3 日に、私と、事務局で現地確認を行いました。 申請地は、西吉地の大津車体工業から北西へ 5 0 m から 1 0 0 m ほどの間にある農地 3 筆で、現況は保全管理してありました。 空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。 審議方、よろしくお願いします。
議長 荒木	続いて、申請番号 2 について、古閑原推進委員 の報告をお願いします。
古閑原推進委員	申請番号 2 について、古閑原が報告します。 9 月 3 日に、亀崎委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。 申請地は、平野の四つ角から北西へ 4 0 0 m ほどの畑で、現況は保全管理してありました。 空き家に付属した農地へ指定して、支障は無いと考えます。 審議方、よろしくお願いします。
議長 荒木	ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員からの報告がありました。 議案第 4 号について、何か質問等がありましたら、お願いします。
6 番 石原	申請番号 1 番の農地は、3 筆ありますが、離れていますか。
8 番 金栗	1 筆は、屋敷から 5 0 m 程のところ、後 2 筆は、屋敷の前と後ろに隣接しています。
6 番 石原	離れているなら、耕作しないといってもいいんですか。
事務局 松尾	先ほど、説明が漏れていましたけれども、買い手は全筆耕作する旨の確約書を提出し、5 年間は農地として耕作していただくことになります。 農業委員会としては、そこから農業に目覚められて、本格的に農業経営をしていただきたいとの期待もあります。
議長 荒木	他に、質問等はありませんか。 —— 「異議なし」 の声 ——
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 議案第 4 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 —— 全員挙手 ——
議長 荒木	ありがとうございました。

議案第４号については、原案のとおり決定しました。
これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、これで進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

６ 報告

６ページを、ご覧ください。

報告第１号 「あっせん譲受等交付者名簿について」です。

事務局 渡邊

——— 事務局が、あっせん譲受等交付者名簿について説明 ———

事務局 松尾

あっせん譲受等交付者名簿について、質問等はないでしょうか。

上妻推進委員

記載されている経営面積は、実際に耕作されている面積ですか。

事務局 渡邊

実際に貸借されている面積です。

事務局 松尾

他に、質問等はないでしょうか。

——— 質問等なし ———

事務局 松尾

７ その他（連絡事項）

７ページに、今回の案件の一覧表を掲載していますので、ご覧ください。

——— 事務局から、事務連絡 ———

８ 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、平成３０年９月 和水町農業委員会総会を、閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 5 番

会議録調製者	松尾 修
本誌 表紙共	8 枚